

# 令和5年度 一般社団法人山形県農業会議 事業計画

## I 情勢と課題

コロナ禍と多発する気象災害に加え、ロシアによるウクライナ侵攻も長期化し、食料・エネルギー・金融等の諸問題が人々の生活に大きな負担を与えている。我が国の食料・農業は海外に大きく依存してきたが、買い負けの懸念が高まっている中、ウクライナ侵攻の余波もあり、食料安全保障の強化が喫緊の課題となっている。更に、持続可能な農業を確立する上で、みどりの食料システム戦略に基づく取り組みの推進が重視されている。

政府は、昨年末に食料安全保障強化政策大綱を閣議決定し食料安全保障構造転換対策を重点対策と位置付け、継続的に実施していくこととなった。この大綱には肥料・飼料等の国内資源活用への転換、麦・大豆の生産拡大に向けた水田畑地化の推進、米粉の生産・利用拡大、農産物価格適正化のための国民理解醸成等が盛り込まれている。

食料・農業・農村基本法の見直しについては、食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会が設置され、令和6年の通常国会への法案提出を目指し、検討が本格化している。また、農地法制の在り方に関する研究会を設置し、食料安全保障の観点に立った農地確保と国の関与、農地の適正利用強化策の支援策について検討が始まっている。

昨年成立した改正農業経営基盤強化促進法が4月に施行されることにより、地域計画が法定化され、基盤法の農用地利用集積計画が農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積等促進計画に統合される。地域計画における目標地図（素案）の作成は農業委員会が担うこととなり、農地法第3条の農地取得に関する下限面積は撤廃される。

このような中、本県農業の現状は、近年着実に新規就農者が増加しているが、それを上回る基幹的農業従事者が減少しており、令和7年には基幹的農業従事者3万3千人のうち65歳以上が73%となる高齢化が見込まれている。

現場では、担い手と労働力の確保、適正な農地利用と遊休農地対策に関する取り組みが待ったなしの状況となっており、農地関連法改正の的確な執行も含め、農業委員会の一層の活動強化が必要とされている。

山形県農業会議は、今回の改正による農政の大変革期において、市町村農業委員会の期待に応えるとともに、本県農業の振興と地域農業の将来展望が描けるよう、これまでの伴走支援に加え、新たな事業展開を含めた積極的な活動を実施する。

## II 事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、山形県農業委員会ネットワーク機構として、農地関連法の改正による新たな使命に対応するため、本会にプロジェクトチームを設置し、市町村農業委員会をサポートする新規事業を展開する。

また、「やまがた地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を全国農業会議所と連携しながら引き続き取り組んで行く。

よって、以下の5点を今年度の重点事項とし、PDCA サイクルを実施しながら、今年度の事業を展開する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 山形県農業委員会ネットワーク活動の展開（農業委員会組織対策）</li><li>2 改正基盤法等の施行にともなう活動の強化（農地対策）</li><li>3 担い手の育成と幅広い人材確保・育成対策の推進（経営・人材対策）</li><li>4 農業者・農業委員会等、現場の声を反映した意見提出（農政対策）</li><li>5 農業・農村に関する情報提供の強化推進（情報提供活動）</li></ol> |
|--|

### 1 山形県農業委員会ネットワーク活動の展開（農業委員会組織対策）

市町村農業委員会をサポートするため、「やまがた市町村農業委員会サポート事業」（新規）を実施する。また、地域計画における目標地図（素案）の作成等、農業委員会はこれまでにない新たな課題に直面しているため、法定台帳としての農地台帳の機能に加え、目標地図作成機能の追加する「農業委員会サポートシステム」や連動する「タブレット」等のDXを推進し、デジタル化により年々増加する農業委員会業務の事務負担軽減につなげる。

また、今年度は大半の農業委員会が改選を迎えるため、新体制への円滑な移行を支援する。各種会議・研修会等を開催し、農業委員・農地利用最適化推進委員の研修とその活動を支える事務局職員のスキルアップを図る。

さらに、農村づくりによる地域モデルや中山間地域の農地有効活用に関するモデルへの支援も引き続き行う。

### 2 改正基盤法等の施行にともなう活動の強化（農地対策）

改正基盤法に関する農業委員会の活動が円滑に実施されるよう、各市町村による地域計画策定の進め方や農業委員会による目標地図（素案）作成の研修会を開催する。また、農地所有者や耕作者の意向確認や地域での合意形成等が重要となるため、それらの効率的な実施に関するノウハウの提供と農地中間管理機構との推進計画に関する実務の連携に努める。

また、昨年2月に発出された農林水産省経営局長通知（いわゆる「ガイドライン」）により、令和4年度から各農業委員会の農地利用最適化活動に関

する「成果目標」と各委員の活動日数や強化月間の設定等に関する「活動目標」を設定することとなったため、これらの目標が適切に設定され、達成に向けて邁進できるよう農業委員会に対する助言や情報提供等を行う。

更に、農業委員会による農地利用最適化交付金の活用推進を図る。

### **3 担い手の育成と幅広い人材確保・育成対策の推進（経営・人材対策）**

持続的な農業経営の担い手を育成するため、経営力の強化に向けた対策を実施する。

山形県農業法人協会と山形県認定農業者協議会の両事務局を担っているという利点を活かし、農業法人と認定農業者の経営発展を目指すための研修会や事業を山形県農業会議と連携し展開する。

農業者年金制度については、昨年行われた制度改正により利便性の向上が図られたことを幅広く周知し、新規加入者の確保につなげる。

雇用関係事業は、お試し雇用就農助成事業（新規）の取り組みや、研修生を受け入れて指導する農業法人等の経営体を支援し、新規雇用就農者の定着促進に繋がる人材対策を図る。

### **4 農業者・農業委員会等、現場の声を反映した意見提出（農政対策）**

現場の農業者の声を集約し、農業委員会法に基づく意見の提出やその他の政策提案等に反映させ、その実現を目指す。

農業委員会大会を開催し、農業委員・農地利用最適化推進委員の認識共有と機運醸成を図ることにより、農地利用の最適化の推進を加速させる。

また、県選出国會議員等への要請が必要な事項について、農業委員会の意見を集約し、要請書の提出と働きかけを行うことにより、農政諸問題を解決し本県農業の発展に寄与する。

### **5 農業・農村に関する情報提供の強化推進（情報提供活動）**

全国農業新聞や全国農業図書の普及を通じて農業一般に関する情報を幅広く提供することにより、農業者の経営改善、農業委員・農地利用最適化推進委員のスキルアップ等に資するほか、農業者以外の一般読者から農業及び農業委員会への理解を図る。

### Ⅲ 事業計画

#### 1 山形県農業委員会ネットワーク活動の展開

##### (1) やまがた市町村農業委員会サポート事業の展開（新規）

農地利用最適化活動の目標達成や農業委員会サポートシステムの利用促進、地域計画における目標地図（素案）の作成、改正農業経営基盤強化促進法の適正かつ円滑な実施等、農業委員会が直面している新たな課題の解決に向け、巡回による現状把握と課題分析、解決に向けた支援の提案と実施を行う「やまがた市町村農業委員会サポート事業」を実施する。

##### (2) 農業委員会サポートシステムとタブレットの活用推進（新規）

地域計画の目標地図（素案）作成に関する農業委員会の事務負担を軽減し、精度の高い地図を効率的に作成することができるよう農業委員会サポートシステムとタブレットの活用推進に関する研修支援を行う。

##### (3) 新任農業委員・農地利用最適化推進員等の資質向上に向けた取り組み

今年度、県内では全体の約7割となる26農業委員会で改選が行われるため、発足した新体制の早期安定化と新任委員のスキルアップに向けた支援を行う。また、改選のない農業委員会に対しても、引き続き支援と協力を行う。

##### (4) 地域モデル支援・中山間モデルへの支援

県等の各関係機関と連携し、農村づくりに関する地域モデルへの支援を行う。また、山形県農地集積・集約化プロジェクト会議の取り組みとして中山間地域における農地の有効活用を目指す地域モデルへの支援を行う。

##### (5) 農業委員会事務研究会、女性の会の活動取り組み支援

山形県農業委員会事務研究会の事務局を担当し、農業委員会職員における改正基盤法関係事務の適正実施、事務局職員のスキルアップの実施と最新情報の提供等を実施する。

更に、山形県農業委員会女性の会の事務局を担当し、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を支援するとともに、地域における女性の登用促進を図る。

#### 2 改正基盤法等の施行にともなう活動の強化

##### (1) 地域計画・目標地図策定への支援

市町村が策定する「地域計画」において、農業委員会は「目標地図（素

案)」の作成を担っているが、地図作成の作業が効率的に行われ、意向を反映した地図となるよう支援するとともに、促進計画の実務については農地中間管理機構と連携した取り組みを行う。

## (2) 農地利用最適化推進指針・目標設定等への支援

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき各農業委員会が策定した「農地利用最適化推進指針」における農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する目標が達成されるよう支援する。

また、農林水産省経営局長通知（農業委員会による最適化活動の推進等について）により各農業委員会へ設定が求められている令和5年度の「最適化活動の目標」について、内容の確認や助言のほか山形県独自の取り扱い等の支援を行う。

## (3) 農地利用最適化交付金の活用推進

令和4年度から農地利用最適化交付金の算定基準が見直され、併せて委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能となったことから、更なる周知と活用推進に向けた支援を行う。

## (4) 農地中間管理機構との連携による取り組み

基盤法の農用地利用集積計画がバンク法の農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、計画策定の要請など農業委員会の積極的な関与が可能となることや、目標地図での実務的な取り扱いについて、農地中間管理機構との連携強化を図る。

# 3 担い手の育成と幅広い人材確保・育成対策の推進

## (1) 担い手・経営対策の推進

厳しい農業情勢の中でも柔軟な思考で自らの経営を把握・分析・改善し、利益を生み出して持続的な農業経営を実践できるよう経営力強化対策事業（法人化・専門家派遣・簿記記帳・青色申告等）を実施する。

## (2) 農業法人・認定農業者等担い手組織への支援

山形県農業法人協会と山形県認定農業者協議会の事務局を担当し、運営支援とネットワーク強化に努めるほか、本会と連携した経営改善につながる研修会や事業等を展開する。

### (3) 農業者年金の加入推進

関係機関・団体と連携し、独立行政法人農業者年金基金が掲げる「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に引き続き取り組む。

特に若い農業者や女性農業者への推進を強化し、令和4年度の制度改正によって実現した利便性の向上を幅広く周知するとともに、農業委員会が取り組む加入推進活動への支援を行う。

### (4) 雇用関係事業の実施による農業人材の確保

農の雇用事業・雇用就農資金事業・雇用就農支援事業を実施し、農業法人等が研修生に生産技術や経営ノウハウ等を習得させるために行う実践的な研修を支援する。

また、雇用就農を希望する移住者等がミスマッチにより退職することを防止し定着を図るため、「お試し雇用就農助成事業」（新規）を実施し短期間試用（就農体験）を行う農業法人等を支援し、更に雇用就農の定着対策を検討する。

## 4 農業者・農業委員会等、現場の声を反映した意見提出

### (1) 農業委員会等の意見を集約した政策提案活動の推進

農業者等との意見交換会において寄せられた現場の声や農業委員会が市町村長等に対して行った意見の提出等の内容を踏まえ、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見」を提出するとともに農政全般に関する政策提案活動も実施する。

### (2) 農業委員会大会の開催

県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農業委員会活動の方向性に関する認識の共有と農地等の利用の最適化の推進に関する機運醸成を図るため、農業委員会大会を開催する。

また、農業委員と農地利用最適化推進員の研鑽となる研修等を企画する。

### (3) 県選出国會議員等への要請活動

山形県農業委員会大会の決議事項やその他要請が必要な事項について、県選出国會議員等への要請活動を行う。

## 5 農業・農村に関する情報提供の強化推進

### (1) 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進による情報提供

農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、農業者・農業委員・農地

利用最適化推進委員等へ農業一般に関する情報の提供を行う。

情報提供活動の柱である全国農業新聞と全国農業図書の普及推進を図るとともに、山形県農業会議ホームページや山形県農業会議ファイル登録・配信システム等も活用し、幅広い情報の提供を行う。

## 6 会議の開催

- (1) 通常総会・臨時総会（6月・9月）
- (2) 理事会（6月、10月、令和6年3月）
- (3) 監事会（5月）
- (4) 常設審議委員会（毎月1回）
- (5) 農業委員会会長会議
- (6) 農業委員会事務局長会議
- (7) 農業委員会担当国会議
- (8) その他必要な会議